

消費税引き上げに伴う料金改定について

久万高原町環境整備課

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、以下のとおり、水道料金及び下水道料金等を改定いたします。

水道料金（1箇月あたり）

種別	用途区分	基本水量	基本料金		超過料金 1 m ³ につき	
			改定前	改定後	改定前	改定後
従量制	一般用	8m ³	1,080円	1,100円	174円	178円
	営業用	20m ³	2,700円	2,750円	174円	178円
	浴場及び工業用	150m ³	19,440円	19,800円	174円	178円
	臨時用	20m ³	4,320円	4,400円	247円	251円
定額制	一般用		1,080円	1,100円		

メーター使用料(1箇月1個あたり)

メーター口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
改定前	113円	165円	174円	185円	381円	761円	1,625円
改定後	115円	168円	178円	189円	388円	775円	1,655円

水道加入金

メーター口径	住宅（別荘を除く）		住宅以外（別荘を含む）	
	改定前	改定後	改定前	改定後
13mm	108,000円	110,000円	216,000円	220,000円
20mm	216,000円	220,000円	432,000円	440,000円
25mm	432,000円	440,000円	864,000円	880,000円
30mm	648,000円	660,000円	1,080,000円	1,100,000円
40mm			2,160,000円	2,200,000円
50mm			3,240,000円	3,300,000円

※令和元年10月1日以降の工事申請について、改定後の額が適用されます。

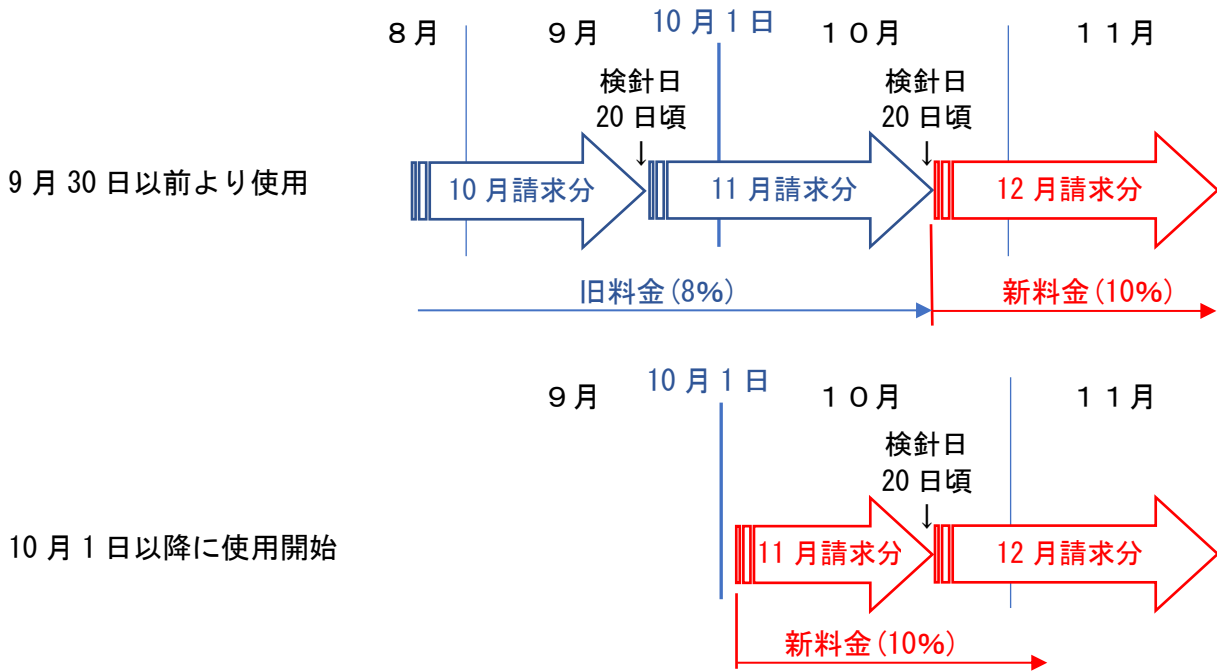
公共下水道・農業集落排水・浄化槽使用料金（1箇月あたり）

区分	基本水量	基本料金		超過料金 1 m ³ につき	
		改定前	改定後	改定前	改定後
一般用	8m ³	1,440円	1,467円	174円	178円

※公共下水道等の受益者負担金についての改定はありません。

適用開始月について

9月30日以前より継続して使用している場合、10月検針日以降の使用にかかる料金について、改定後の料金が適用されます。10月1日以降に使用を開始したものについては、改定後の料金が適用されます。また、定額制の水道使用料については、10月分より改定後の料金が適用されます。



問い合わせ先

久万高原町役場環境整備課上下水道班 電話(代表) 0892-21-1111